

## 保安基準に準拠するために

### 車載器本体・アンテナの 取付位置について

2020年1月22日以降に製作された乗車定員10人未満の乗用自動車に取り付けるETC車載器等の内装品は、国土交通省の定める保安基準\*1に準拠した取り付けが必要となります。

#### ※1 保安基準 第20条、 細目告示第182条(抜粋)

「インストールメントパネルが、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものであることとする。」

詳しくは、国土交通省のWebサイトをご確認ください。  
国土交通省  
<http://www.mlit.go.jp/index.html>

右記の「取付推奨位置」は、保安基準に準拠しています。  
取り付け位置を決める際の参考にしてください。

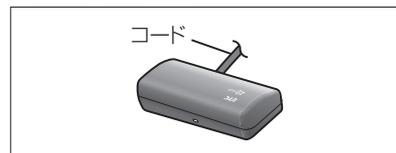
### 外形形状

左記の保安基準に準拠する為に、衝突等による衝撃を受けた時に乗車人員に接触すると想定される、車載器本体およびアンテナの角部に曲率半径3.2 mm \*2以上の丸みを設定しています。

※2 国連「内部突起に係る協定規則(第21号)」参照

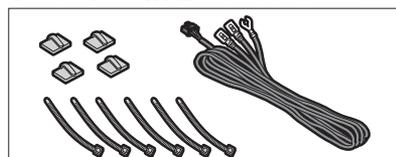
### アンテナ

アンテナのコードに曲率半径3.2 mm以上の丸みは設定されていません。



### 付属品

コード・コードクランパー・束線バンドなどの付属部品に、曲率半径3.2 mm以上の丸みは設定されていません。



### 取付推奨位置

#### アンテナ

取付許容範囲内に取り付けてください。

##### Ⓐ: ダッシュボード上 中央

- 取付許容範囲→「アンテナの取付位置について」
- フロントガラス側へ配線処理をしてください。→「アンテナを取り付ける」

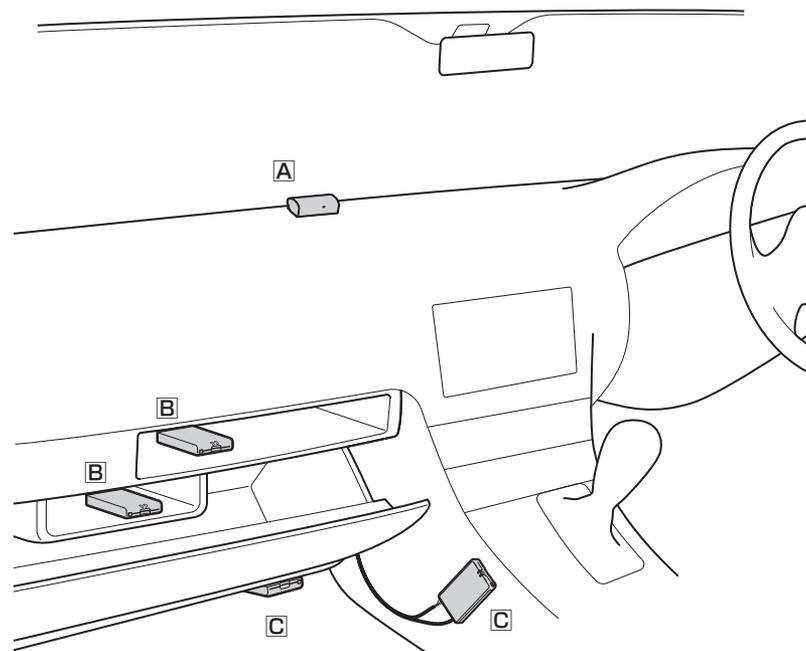
#### 車載器本体

運転やカードの挿入・取り出しに支障が無い位置に取り付けてください。

##### Ⓑ: 小物入れ内部(蓋付き・蓋無し)

##### Ⓒ: センターコンソール付近またはパネル下部

- 乗車時に足が当たらない位置、小物入れの蓋を開けたときに当たらない位置に取り付けてください。
- パネルの奥側へ配線処理をしてください。



#### お知らせ

- 車載器本体を取り付ける際は、運転やカードの挿入・取り出しに支障が無い位置に取り付けてください。